

平成 21 年 2 月 20 日

地上デジタル放送の送受信対策の推進について

地上デジタル放送へ完全移行する 2011 年 7 月に向けて、地域間格差なく現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、特に国として新設または拡充する送受信対策について、以下の点に配慮した上で実施すること。

提言・要望の具体的内容

1 総務省テレビ受信者支援センターについて

地域間格差のない地上デジタル放送への円滑な移行にあたって、国の果たすべき責任を踏まえ、支援センターが主体的に地域特性を配慮した業務を推進するよう、その運営に関して次の事項を指導すること。

- (1) 本年度の出来る限り早い時期に、平成 21 年度の支援センターの事業計画やその詳細なスケジュールを示すこと。
- (2) 地域の実情及び地元自治体の整備計画等に応じた受信者支援をきめ細かく丁寧に行うために十分な体制を構築するとともに、各都道府県における周知広報活動を積極的かつ主体的に展開すること。また、住民から自治体に問合せがあった場合に、支援センターに（地デジコールセンターを経由せず）直接に引き継ぎができる仕組みを講ずること。
- (3) 受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設、辺地共聴施設及び個別受信等あらゆる受信形態における住民の円滑なデジタル化に向けた調査の実施、及び改修計画の策定や進捗の確認等について主体的な役割を果たすこと。
- (4) 受信障害対策共聴施設については、施設毎に改修方法や費用負担の方法が異なり、混乱が生じることも想定されることから、施設管理者からの相談、当事者間の協議が難航した場合の相談等へのきめ細かな対応や、調整・調停等を行える体制とすること。
- (5) 支援センターの活動に伴い、地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。

2 受信機器購入等の支援について

- (1) 対象世帯が「NHK受信料全額免除世帯（災害被災者を除く）」に拡大されたことから、対象世帯への情報提供を目的とした効果的な周知広報活動を実施すること。
- (2) 全ての対象世帯に対して支援が可能となるよう、問い合わせ先を明確にしたパンフレットの作成や申込書様式の簡素化に努めること。
- (3) 生活保護世帯をはじめとする対象世帯の把握等にあたっては、個人情報保護に充分配慮するとともに、関係機関との緊密な連携の下で対応すること。

- (4) 現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、アナログ放送受信の態様に配慮した機器の給付やアンテナ工事、及びケーブルテレビへの加入についても支援の対象とすること。
- (5) 受信機器購入等の支援については、国の責任において実施することとし、地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。

3 受信障害対策共聴施設の改修の支援について

受信障害対策共聴施設の支援については、地方自治体の負担を求めることなく、次の事項に取り組むこと。

- (1) 受信障害対策共聴施設の実態を早期に把握のうえ、共聴施設の管理者を対象とした説明会を開催するなど、受信調査の実施や補助制度等を活用した施設改修の早期実施に向けた働きかけを施設管理者に対して行うこと。
- (2) デジタル化改修の効果的な手法であるケーブルテレビによる巻き取りについても、新たに創設される支援制度の対象とするなど、受信障害対策共聴施設の実態に即した柔軟な対応が可能な制度とすること。
- (3) デジタル化改修のための資金が不足している受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の管理組合等に対して、無利子融資制度の創設など、有利な融資制度を創設すること。
- (4) 都道府県域を越えて多くの受信障害対策共聴施設を所有する大規模施設所有者に対しては、安易に施設を廃止することなく、早期の調査実施及び施設改修等の適切な対応が行われるよう指導すること。

4 都道府県単位の推進組織の整備と行動計画の策定について

- (1) 都道府県単位の推進組織の整備にあたっては、既存の関係機関との関連を明確にし、構成員の果たすべき役割については「デジタル放送推進のための行動計画」(第9次)において、各主体が取り組むべきこととされている事項に対応した内容とすること。
- (2) 都道府県単位の行動計画の策定にあたっては、国の責任において対応するとともに、国や放送事業者が達成目標とそれを実現するための具体的な作業を詳細な事業計画として示した上で、地方自治体に作業の協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得ること。